

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	建築住宅課 公営住宅室	整理番号	2-201
処分の種類	入居の許可の取り消し			
根拠法令条例等・条項	県営住宅等に関する条例第9条第3項			
処分の概要	県営住宅の入居許可の取り消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>【県営住宅等に関する条例】 (入居の手続)</p> <p>第9条 前条の規定による通知を受けた者は、知事が指定する日までに、次の各号に掲げる手続をして入居しなければならない。ただし、第2号に掲げる手続は、第14条第2項の規定により、敷金を減免され、又は敷金の徴収を猶予された者については、この限りでない。</p> <p>(1) 県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居を許可された者と同程度以上の収入を有する知事が適当と認める連帯保証人と連署した誓約書を知事に提出すること。</p> <p>(2) 第11条に定める敷金を県に納入すること。</p> <p>2 県営住宅に入居を許可された者は、やむを得ない事情により、前項に規定する日までに入居することができないときは、あらかじめ知事にその旨を申し出て、改めて入居すべき日の指定を受けなければならない。</p> <p>3 知事は、県営住宅に入居を許可された者が、第1項若しくは前項に規定する日までに第1項各号の手続をしないで入居したとき、正当な理由がなくて知事が指定する日から15日以内に入居しないとき又は婚姻予約者を同居親族とする場合でその婚姻予約者が3月以内に入居しないときは、第6条第1項の規定による入居の許可を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	県営住宅等に関する条例			